

## 資料

## フィリピン経済の構造改善について

(はじめに一最近の経済動向)

フィリピンでは、1986年2月にアキノ政権が発足して以来、すでに3年余経過したが、この間、経済は、マルコス政権末期の極度の不振から漸く脱却し、着実に再建の途をたどっている。

すなわち、実質GNP成長率の動きをみると、マルコス政権末期には、債務危機発生(83年)以降実施された厳しい経済調整策や、砂糖、ココナッツ等主力輸出品の市況低迷、海外からの直接投資受入れの減少等から、84、85年と2年連続してマイナス成長(84年 $\Delta$ 7.1%、85年 $\Delta$ 4.1%)を記録した。しかし、アキノ政権が発足した86年には前年比+2.0%と3年ぶりにプラスに転じたあと、内需好調を背景に87年同+5.8%、88年同+6.8%と成長率を高めてきている(図表1)。

このように、フィリピン経済がアキノ政権発足後、比較的順調に回復をみている背景としては、まず、政治情勢の安定が挙げられる。アキノ政権は、発足直後にクーデター未遂事件などに見舞われたが、海外からの厚い支持を集めるとともに、国内でも政治的基盤を固めつつあり、こうした政治情勢の安定化が内外企業家のフィリピン経済の先行きに対するコンフィデンスを強めたことが大きく寄与しているものとみられる。次に外部環境要因として、世界景気の拡大に伴い、輸

(図表1)

実質GNP成長率需要項目別寄与度の推移

(前年比、%)

	1984年	85	86	87	88	89/上
実質GNP成長率	-7.1	-4.1	2.0	5.8	6.8	5.3
個人消費	0.7	-0.1	0.7	4.3	4.5	3.7
政府消費	-0.5	0.0	0.0	0.7	1.0	0.3
固定資本形成	-7.6	-4.1	-2.0	1.8	2.1	3.3
在庫投資	-3.4	0.7	0.9	1.6	0.5	0.7
輸出等	1.6	-1.6	4.8	-0.4	3.9	4.2
輸入等	3.6	4.6	-4.1	-2.7	-7.3	-7.0
内需	-12.3	-7.1	1.2	8.9	10.2	8.1
外需	5.2	2.9	0.7	-3.1	-3.4	-2.8

(資料) 国家統計調整庁

出が米国、日本向けを中心に増加に転じたことが挙げられる。さらに、政治情勢の安定化に加え、プラザ合意(85/9月)以降の円やNIEs通貨の上昇もあって、わが国や米国、NIEsを中心に、フィリピンに対する直接投資が増加したことも指摘できよう。また、アキノ政権発足後種々の構造改善策が、徐々に効果を上げていることも見逃せない。

今後とも、こうした構造改善策が着実に実施されていくことが望まれるが、そのためには財閥による経済支配、物価、賃金の上昇および治安情勢等の問題をどう克服していくかも大きな鍵となっている。

本稿では、アキノ政権発足後とられた構造改善策の内容と実施状況につき整理するとともに、上記の問題点につき検討を加えてみることにしたい。

## 1. 中期経済計画の概要

アキノ政権は86年12月に同政権の経済再建へのビジョンを示すため、「中期経済計画」(Medium-Term Development Plan 1987~92)を発表した。その後、同計画は88年7月、本年3月と2回にわたり改訂されているが、政策理念や具体的な施策の内容については、当初計画段階からほとんど変更されておらず、改訂は専ら経済の状況変化を踏まえた経済成長率や物価等に関する想定の手直しにとどめられている。

本年3月に改訂された中期経済計画をみると、89~92年の実質GNPについては、前年比+6.5%と88年(同+6.8%)並みの比較的高い伸びを想定している。また、消費者物価は、89年以降上昇率を抑え、91~2年には前年比+5~6%にま

(図表2)

中期経済計画(89/3月改訂)の概要

(%)

	1987年	88	89	90	91	92
	(実績値)		(計画値)			
実質GNP(前年比)	5.8	6.8	6.5	6.5	6.5	6.5
消費者物価(前年比)	3.8	8.8	8	6~7	5~6	5~6
マネタリーベース(前年比)	15.0	11.0	13.0	14.0	11~12	11~12
公的投資/名目GNP	3.6	3.4	4.2	4.7	5.6	5.8
財政赤字/名目GNP	2.9	3.1	1.6	0.9	0.9	1.4
対外債務/名目GNP	83.4	72.2	66.7	61.2	56.3	52.1
デット・サービス・レシオ	35.4	33.7	33.8	32.2	31.0	29.4

(資料) Far Eastern Economic Review (89年3月23日号)

で低下させる方針である。このほか、同計画で示された89～92年の計画指標は図表2のとおりである。

## 2. アキノ政権下の構造改善策と実施状況

フィリピンが今後中期経済計画で想定される経済指標を達成していくためには、何と云っても同計画に掲げられた政策理念や具体的な経済面での構造改善策が着実に実施されることが不可欠である。

そこで同計画の政策理念をみると、①貧困の撲滅と失業問題の解決、②平等と社会正義の実現、③持続的な経済成長の達成の3点が掲げられており、これらの理念を実現するため、(1)農地改革の推進、(2)税制改革の実施、(3)政府系企業の民営化、(4)海外からの直接投資受入れの拡充、(5)輸入自由化の推進、(6)国際的金融支援の確保、といった具体的施策が提示されている。このうち、(2)、(6)はかなりの進展がみられ、また(4)や(5)の一部もある程度進展しているが、全体としてみれば現状なお捗々しい進捗をみているわけではないと評価できよう。

以下ではこれら諸施策につき、順次整理したい。

### (1) 農地改革の推進

アキノ大統領は、86年2月の大統領選挙の際、農地改革の推進を最大の公約として掲げたが、中期経済計画においても最優先項目として位置付けた。こうした背景としては、伝統的な大土地所有制の下、地主・自作農と小作層との間で貧富の格差が年々拡大した結果、フィリピンの基幹産業である農業<sup>(注1)</sup>の生産力が停滞してきたうえ、都市部への人口流入や貧困層拡大といった現象をもたらしたことが指摘できる。

こうした方針の下、88年6月には「包括農地改革法」が公布され、農地改革の推進に向けての体制整備とともに、図表3に掲げた内容の改革措置が実施されている。

もっとも本法制定に際しては、既得権益の擁護を図る地主層の抵抗に伴い、①地主側に土地選択権が与えられたこと、②農地の移転方法として、直接農地を分配する方法以外に、農園を協同組合にして共同所有する方法や、株式会社形態にして株式購入権を付与する方法を認めたことなど、地主側との妥協を余儀なくされた結果、アキノ大統領自身の意気込み<sup>(注2)</sup>にもかかわらず、多くの抜け穴が設

(注1) 農業がGNPに占める比率は26%、また全就業者の51%が農業に従業しているほか、輸出の1/3を農産物が占めている。

(注2) アキノ大統領は本年5月に、実家のコファンコ家(フィリピンの有力財閥の一つ)が所有する砂糖さび農園を大農園としては他に先駆けて小作農に分与する旨決定。

(図表3)

## 農地改革の概要

対 象 農 地	全農用地（総面積1,029万ha）
地主の土地所有制限	地主本人……………5 ha 地主の実子……………3 ha （ただし実際に農業に従事する15歳以上の者）
実 施 計 画	・一般農地 (a) 50ha超……………88年以降92年までに実施 (b) 24ha以上50ha以下…92年以降94年までに実施 (c) 24ha未満……………94年以降97年までに実施 ・ただし、養鶏、エビ等の養殖場、果樹園、コーヒー、天然ゴム農園に対しては10年の据置期間後に実施。
地主に対する補償	金額は、農産物の市場価格等を参考にして、地主、農地改革省、フィリピン土地銀行 <sup>(注)</sup> の三者の話し合いによって決定。地主はその受取方法として以下のうち一つを選択。 (a) 現金および国債の取得 (b) 政府系企業の株式取得 (c) 税支払いの免除 (d) フィリピン土地銀行発行債券の取得
小作農の土地所有制限	3 ha
小作農の代金支払方法	30年の年賦で年利6%

(注) 農業部門の生産性向上に係る資金供給を目的に1963年に設立された政府系金融機関(資本金30億ペソ〈全額政府出資〉)

(資料) 包括農地改革法、農地改革省令

けられたのが実態である。

89年3月時点の実施状況をみると、全計画の2%に当たる21.5万haの農地移転が完了したに過ぎず、計画の進捗は大幅に遅れている(89年第1四半期の目標達成率は41.62%〈農地改革省発表〉)。これには、地主層の抵抗に加え、①農地改革の基礎となる土地台帳の未整備、②職務を遂行するスタッフの不足といった実施上の問題も指摘されている。また農地改革をめぐる官僚の不正も目立ち、本年6月30日には大型汚職事件に関連した農地改革相が更迭されている。

農地改革の遂行には必要資金の確保(総資金3,321億ペソ、うち地主補償費801億ペソ)も含め、今後とも数多くの困難が予想されるが、構造改善策の柱であるだけに、政府としてはより綿密な実施プログラムを作成し実行に移していくことを迫られている。

## (2) 税制改革の実施

86年7月に実施された税制改革については、主として次の二つの目的が掲げられている。まず第1の目的は、歳入面の強化である。中期経済計画では、公共投

資の増大により経済成長を維持する一方で、同国の構造上の大きな問題となっている財政赤字の削減を目ざしており、歳入の増大が不可欠となる。87年の租税徴収率(税収の名目GNPに対する比率)は12.2%と、中所得原油輸入国の平均値(19%)を大きく下回っているため、これを国際的水準にまで引上げることが急務(中期経済計画では、92年までに14%にまで引上げる計画)との認識で、具体的には、付加価値税の導入(一律10%、同措置のみ88年1月実施)、個人・法人所得税の免除措置の削減等が盛り込まれている。第2の目的は貧困、所得分配の不平等への対処である。具体的には、所得税の個人控除額の引上げにより、貧困ライン<sup>(注3)</sup>以下の全世帯を所得税課税対象から除外する一方、富裕層の所有する資産評価を見直すなどの措置が講じられている。

これら税制改革については、88年1月に導入された付加価値税が当初の反対を乗り越えて現在では定着するなど、今のところ全体としてみて、ほぼ順調に実施されていると評価しよう。

### (3) 政府系企業の民営化

フィリピンでは、非効率な経営を続けた政府系企業の赤字補填のための財政補助金給付が財政赤字を拡大させてきた。またこうした政府系企業の多くが、マルコス時代にはマルコス・クローニーと呼ばれた前大統領周辺の不正な利権の温床ともなっていた。このため、中期経済計画においては、政府系企業の民営化・統廃合の推進が柱の一つとして掲げられ、87年7月に政府系企業の民営化・統廃合計画が発表された。その内容をみると、政府系企業296社のうち、政府系企業として引続き存続が認められるのは比較的業績の良い37社のみにとどまり、130社を民営化し、残りの129社について統廃合を行うというものであった(図表4)。

また、民営化をスムーズに実施するため、86年12月には閣僚クラスから成る民営化委員会と資産民営化信託機関<sup>(注4)</sup>の設置を決定し、それぞれが民営化に関する具体的な政策の決定(民営化委員会)や民営化の対象となった政府系企業の保有

(注3) 85年の貧困ライン(6人家族の月間必要最低生活費)は、全国平均で2,382ペソ(約1万5千円)、マニラ首都圏で3,282ペソ(約2万円)とされている。また、88年において、貧困層は全世帯の49.5%を占めている。

(注4) 同機関では、民営化する政府系企業の資産売却だけでなく、フィリピン開発銀行やフィリピン国立銀行などの政府系金融機関が所有する不良資産や、大統領行政規律委員会が回収、差し押えたマルコス前大統領とその関係者の不正取得資産の売却も行っている。なお、同機関が資産売却によって得た資金の一部は、前記農地改革実施の際、地主に対する補償金に充当される計画である。

(図表 4)

## 政府系企業の民営化・統廃合計画(1987年7月現在)

(百万ペソ)

	企業数(社)	総資産	純利益	従業員数(人)
廃止	56	7.7	△ 0.25	468
整理統合	25	25.8	0.23	4,991
転換	8	0.1	0.01	1,214
民営化	130	171.2	△ 7.10	50,266
関連政府機関に吸収	40	31.1	△ 0.32	15,833
政府企業として存続	37	554.1	1.07	67,966
計	296	790.0	△ 6.37	140,738

(資料) Asset Privatization Trust

資産の売却(資産民営化信託機関)に当たっている。

もっとも、88年末時点で民営化を完了あるいはほぼ完了させたのは、民営化予定の130社のうち26社に過ぎず、34社については未だにスケジュールも決定されていないなど実施は当初の予定より大幅に遅れており、一部には、民営化委員会の改組が必要であるとの声も聞かれている。

## (4) 海外からの直接投資受入れの拡充

タイをはじめとして ASEAN 諸国では、ここ数年、海外からの直接投資増加が経済成長を支える大きな力となってきたが、フィリピン政府でも直接投資受入れの拡充を中期経済計画の一つの柱として据え、具体的には包括投資法、債務の株式化プログラムの制定などを行った。

## (1) 包括投資法

政府は87年7月、各種投資優遇措置を盛り込んだ「包括投資法」を公布した。同法の投資優遇措置は、他の ASEAN 諸国、とくに投資誘致面で競合関係にあるタイ、インドネシア等に比べても遜色のない内容となっている(図表5)。

この包括投資法のポイントは次の3点である。

- ① 外資企業の出資比率上限を従来の30%から40%に上げたこと。
- ② 輸出比率が70%以上の企業については100%外資出資も可能となったこと。
- ③ パイオニア企業<sup>(注5)</sup>に対しては6年間、非パイオニア企業に対しては4年間の法人所得税免除措置が導入されたこと。

現在フィリピンの直接投資受入額は、他の ASEAN 諸国に比べると、なおかな

(注5) パイオニア企業とは、フィリピンにおいてこれまで商業規模で生産されていなかった製品を生産する企業等のことをいう。

(図表5)

## ASEAN諸国の投資誘致政策の概要

	フィリピン	タイ	マレーシア	インドネシア
投資奨励産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出指向型産業</li> <li>マニラ首都圏外に立地する企業</li> <li>労働集約型産業</li> <li>原材料等の現地調達率が高い産業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨を獲得するもの</li> <li>タイの天然資源を利用するもの</li> <li>労働集約型産業(常用200人がガイドライン)</li> <li>地方に位置するもの</li> <li>輸入エネルギーを節約、代替できるもの</li> <li>高度な工業発展への基礎となる産業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出指向型産業</li> <li>雇用を促進する産業</li> <li>技術移転を伴う産業</li> <li>地方を開発するもの</li> <li>新経済政策の路線に添うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非ガス、非石油分野の産業</li> <li>輸出指向型産業</li> <li>輸入代替型産業</li> <li>国内低開発地域の発展を加速するもの</li> <li>技術移転を促進する分野</li> </ul>
外資出資規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則40%以下</li> <li>投資優先計画に基づくパイオニア企業には100%まで認可</li> <li>非パイオニア企業でも、製品の70%以上を輸出する場合、100%の出資が認められることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内市場向けの企業は49%以下</li> <li>製品輸出比率が50%以上の場合は下記の規定が適用。 輸出比率 出資上限 50%……………50% 80%……………100%</li> <li>農業、動物飼育業、漁業、採鉱サービス業は、40%未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の条件を満たすものは100%許可(ただし1990年末までの案件に限定)</li> <li>1、製品の20%を輸出</li> <li>2、マレーシア人労働者350人以上を常用</li> <li>※ただし、1、2とも国内マーケットに競合する現地企業がない場合に限定</li> <li>3、製造業、農業関連プロジェクトで20%以上を輸出し、現地パートナーが見つからない場合</li> <li>4、ホテル、観光関連プロジェクト</li> <li>※ただし、3、4とも5年後には、外資比率を49%まで低下させる必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国投資は、インドネシア企業との合弁形態により行わなければならない</li> <li>投資金額は原則100万ドル以上</li> <li>出資比率の上限は、当初80%、商業生産開始より15年後49%(資本規模が1,000万ドル以上、遠隔地、輸出向け生産への投資に関しては、当初95%、10年後80%)</li> </ul>
投資優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税の免除(パイオニア企業は6年、非パイオニア企業は4年、条件次第で最長2年までの延長が認められる)</li> <li>雇用増による追加労務費の50%課税控除(登録後5年間)</li> <li>輸入資本財に対する免税措置(包括投資法施行後5年以内)</li> <li>国産資本財の100%税額免除(同上)</li> <li>低開発地域、輸出加工区に対しても同様の優遇措置が与えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資地域、投資額、フルタイム雇用者数等に応じて、3~8年間法人税免除</li> <li>輸入機械に対する輸入税、営業税の免除もしくは減免</li> <li>輸入原材料に対する輸入税の減免</li> <li>輸出奨励のための輸出指向型企業に対する輸入税等の減免</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税の免除(パイオニア企業に対して5年間)</li> <li>投資税額控除(パイオニア企業以外に対して5年間の資本投資総額の100%を限度として控除)</li> <li>輸入原材料、部品の関税免除措置</li> <li>加速減価償却制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械、設備、資材輸入にかかわる関税の減免</li> <li>会社設立時における資本財および原材料輸入にかかわるみなし所得税免除(1年間)</li> <li>加速減価償却制度</li> </ul>

(資料) 日本アセアン投資株式会社ほか

(図表 6)

## ASEAN 諸国への直接投資額の推移(認可ベース)

	1985年	86年	87年	88年	(88年) 米ドル換算 (億ドル)
タイ (億バーツ)	136 (-27.0)	250 ( 83.8)	500 ( 2.0倍)	1,564 ( 3.1倍)	61.8
マレーシア (百万リンギ)	325 ( 18.0)	525 ( 61.6)	750 ( 42.9)	2,010 ( 2.7倍)	7.6
インドネシア (億米ドル)	8.6 (-22.4)	8.3 (- 3.5)	14.8 ( 78.3)	44.1 ( 3.0倍)	44.1
フィリピン (億ペソ)	24.5 (-37.2)	15.9 (-34.9)	34.3 ( 2.2倍)	101.1 ( 2.9倍)	4.7

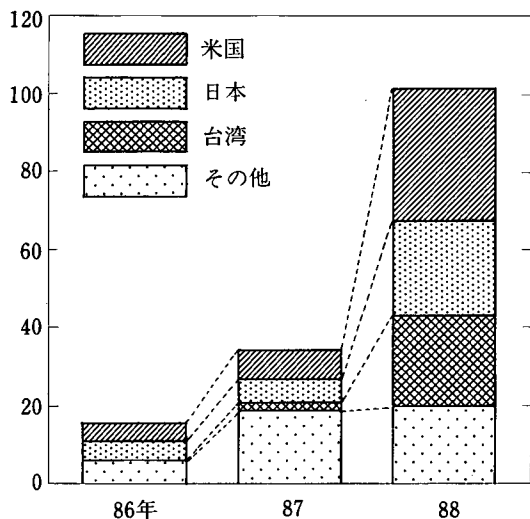
(注) マレーシアは製造業のみ

(資料) タイ、フィリピンはそれぞれ投資委員会、マレーシアは工業開発庁、インドネシアは投資調整庁。

(図表 7)

## フィリピンの直接投資受入額推移(認可ベース)

(億ペソ)



(資料) 投資委員会

(図表 8)

## ASEAN 諸国の賃金水準(87年、日本を100とした指数)

フィリピン	タイ	マレーシア	インドネシア	日本
6.3	8.4	10.2	6.5	100

(資料) 日本貿易振興会

り低い水準にあるものの(図表 6)、87年以降は米国、台湾、日本からの投資を中心に急激に増加している(図表 7)。こうした急激な増大の背景をみると、英語が公用語であること、ASEAN 諸国の中で比較的賃金水準が低いこと(図表 8)、さらには教育水準が高いことなどの面で、もともと優位性があったことに加え、ここ数年、国内における政情の安定化、海外における NIEs の国際競争力低下などから直接投資先としての魅力が相対的に改善したことが挙げられる。こうした中であって、包括投資法の制定は直接投資受入の基礎を成すものとして重要な役割を果たしてきたといえよう。

## (ロ) 債務株式化プログラム

債務株式化プログラムは、外国通貨建て対外債務を自国通貨で支払うこと、およびフィリピン国内企業に

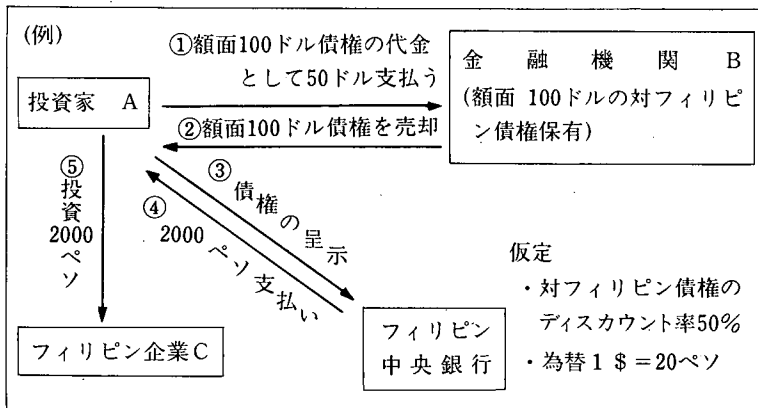


対する投資を促進させることを目的に86年8月より開始された。

その基本的仕組みは図表9のとおりであり、同プログラムの利用により、投資家はドルを単純にペソに交換するよりも多額のペソを獲得することができ、また金融機関もディスカウントを余儀なくされるとはいえ、不良債権を手放すことができる。一方、フィリピン政府にとっては、対外債務を自国通貨で支払うことができるうえ、国内投資の促進を図れるという二つのメリットがある。反面、同プログラムには、中央銀行が投資家に支払う分だけベースマネーが増加し(図表10)、

(図表9)

### 債務株式化プログラムの仕組み



フィリピン企業C(輸出製品の製造・加工業者、農業および同関連業者に限定)に2,000ペソの投資を予定している投資家Aは、額面100ドルの対フィリピン債権を保有する金融機関Bから、その債権を50ドルで買い取る(ディスカウント率を50%と仮定)。次に投資家Aはその額面100ドルの債権をフィリピン中央銀行に呈示し、フィリピン企業Cに必ず投資することを確約したうえで、2,000ペソの支払を受ける(1ドル=20ペソを仮定)。

(図表10)

### 債務の株式化がマネー・サプライに及ぼす潜在的影響

	対民間銀行債務残高 (10億ドル) ①	マネー・サプライ(M <sub>1</sub> ) (10億ドル) ②	債務残高の5%を転換した場合のM <sub>1</sub> への潜在的影響(%)
フィリピン	14.1	2.1	+ 33.6
アルゼンチン	31.3	4.5	+ 35.8
ブラジル	78.8	12.1	+ 32.6
メキシコ	73.7	6.3	+ 58.5

(注) ①国際決済銀行データによる1986年末現在の金額。債務の株式化の対象とならない短期債務やその他の債務を含む。

②ブラジルは1987年9月のIMFスタッフ推計。その他諸国はIFS統計による(1986年末値)。

(資料) M. Blackwell and S. Nocera, "The Impact of Debt to Equity Conversion", [IMF Finance & Development, June 1988.]

(図表11)  
債務株式化の実績(1988年12月末)

	件数	金額(百万ドル)	対外債務比*(%)
申請	405	1,827	6.1
承認	353	1,243	4.1
実行	209	624	2.1

\* 87年末対外債務残高(299億ドル)比

(資料) フィリピン中央銀行「Annual Report 1988」

(図表12)  
各国における債務株式化の実績

(10億ドル)

国名	1983～88年 累計額	1985年末の民間銀行 債権に対する比率(%)
フィリピン	0.53	4
アルゼンチン	1.32	5
ポリビア	0.06	10
ブラジル	5.89	8
チリ	2.35	16
メキシコ	2.40	3
ナイジェリア	0.04	1
ベネズエラ	0.35	1
合計	12.94	5

(注) 公的プログラムによって実施されたもののみを計上

(資料) JP Morgan「World Financial Markets, Dec.30 1988.」

インフレを招きやすいという問題点もある。このためフィリピン当局では、同プログラムの実施を厳格に管理しており、88年12月末までに承認したのは、353件、12億4千万ドル(87年末対外債務残高比4.1%)と、類似のプログラムを導入している国のケースと比べ低水準にとどまっている(図表11、12)。

#### (5) 輸入自由化の推進

フィリピンの工業化がアジアNIEsやタイに比較して相対的に遅れた大きな理由として、輸入制限や高関税等保護的措置の下で、同国の産業には生産性、品質向上に対するインセンティブが働かなかったうえ、これらの措置による輸入原材料コストの押上げも、国際競争力の阻害要因となったことが挙げられる。このため、輸入自由化の推進を通じて国際

競争力を持つ輸出産業を育成することは、同国経済発展にとって重要な課題となっている。80年代入り後、マルコス政権下においても最高関税率の引下げ(100%→50%)や消費財1,237品目の輸入許可制廃止等の改革が行われたが、アキノ政権では、これを受けて、残存する輸入制限品目の削減を図っている。

86年初時点では1,905品目に輸入数量制限が設けられていたが、88年末までに1,326品目の制限が撤廃された(この結果、数量制限残存品目は全輸入品の36%<84年>から10%に低下した)。残る579品目については、ListB(463品目～食肉、魚類、砂糖、化学肥料、セメント、船舶、自動車、電気製品、石油製品等)とListC(116品目～中古船、中古タイヤ、武器、火薬、米、トウモロコシ等)に分割され、ListBについては、94年末までに3段階で制限を撤廃し、一方ListCについては、公衆衛生、安全保障の観点から制限を継続することが決定されている(図表13)。

(図表13)

## 輸入制限撤廃のスケジュール

86年初の 残存輸入制限品目	1,905品目	
88年末までに 撤廃された品目	1,326品目	
89年9月末までに 撤廃予定の品目	90品目以上	LISTB
92年半ばまでに 撤廃予定の品目	45品目以上	
94年末までに 撤廃予定の品目	328品目以下	
輸入制限を 継続する品目	116品目………	LISTC

(資料) The Manila Chronicle (89年3月15日号)

(図表14)

## アジア諸国における輸入自由化の進展度合

	平均名目関税率 (%)	輸入制限品目の 輸入全体に占め る比率(%)
フィリピン	28.5(86年)	10.0(88年)
タイ(85年)	34.0	5%以下
マレーシア(85年)	13.5	5%以下
インドネシア(87年)	23.0	15.6
韓国	21.9(85年)	4.6(88年)

(資料) アジア経済研究所

これまでのところ、輸入制限措置の撤廃は、ほぼ順調に遂行されてきたと言えるが、輸入制限品目の輸入全体に占める比率を他のアジア諸国と比較した場合にはフィリピンは依然として高水準にある。一方、関税面については、マルコス政権下で最高関税率が50%に引下げられて以来、何ら措置がとられていないうえ、平均名目関税率を他のアジア諸国と比較すると、タイに次ぐ高関税国となっている(図表14)。今後、輸入自由化を一段と進展させるためには、関税面についてもより踏込んだ措置をとる必要があるとの声が強い。

## (6) 国際的金融支援の確保

フィリピンの対外債務残高は、前マルコス政権が積極的な重化学工業化を推し進めた1970年代後半から急増傾向を示した。こうした中、1983年には、アキノ元上院議員の暗殺事件を発端として政情不安が表面化し、外国債権銀行からの短期貸付が停止されたことに加え、海外への資本逃避が増嵩をみたことから、外貨繰りが急速に悪化した。このため、同年10月、フィリピン政府は対外債務の返済猶予を要請するに至り、同国としては戦後最大の債務危機に直面することとなった。

アキノ政権は、302億ドル(88年末時点、世銀推計値)にのぼる多額の対外債務に対しては、海外からのニューマネーを利用しつつ、経済成長を維持することにより、長期的に返済能力を高めると同時に、債務負担の国民経済に占めるウエイトを低下させる方針をとっている(対外債務の名目GNP比86年94.0%→88年72.2%→92年<計画>52.1%)。同政権としては、経済成長の前提となる資金の新規融資や既存債務の返済繰延べを諸外国、国際機関から取り付けることに当面重点をおいているため、その結果として対外債務が増加していくことを受容するスタンスをとっている(88年末302億ドル→93年末<見込み>332億ドル)。

こうした国際的金融支援に関しては、このところ、かなりの進展がみられる。

(図表15)

## 対比多国間援助構想の概要

○会議参加国 (19か国)	日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、イタリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、サウジアラビア
○会議参加機関 (7機関)	世銀(主催)、IMF、ADB、EC、ユニセフ、国際金融公社、国連開発計画
○期間	1989～92年
○援助額	89年分は約35億ドル。 うち日本約10億ドル(約1,350億円) (このほか、輸銀がIMFとのパレル・ローンとして6億ドルを上限に供与)

(資料) 世銀資料、外務省「我が国の政府開発援助89年版」

まず、中期的、包括的にフィリピンへの援助を行うことを目的とした対比多国間援助構想に関しては、本年7月3～5日に第1回拡大援助国会議が開催され、初年度の89年度に約35億ドルの援助を行うことなど細目が決定される(図表15)など、本格始動をみている。また、さる5月23日には、IMFの理事会において新規融資(総額946.9百万SDR<約13億ドル>)、うち拡大信用供与660.6百万SDR<約9億ドル>、輸出変動・偶発補償融資286.3百万SDR<約4億ドル>)が承認されたほか、これを受けて5月26日パリクラブ(西側債権国<13ヶ国>会議)との間で公的債務の繰延べに関する合意が成立した(総額約17億ドル<88/9月～91/6月期限の元本および利息額>、繰延期間9年)。さらに民間銀行借入れに関しては、このほど債権銀行団との間で、今後2年間(89、90年)に予想される資金不足への対応策について、合意が成立した(10/11日)。その内容をみると、民間銀行からの新規融資<10億ドル前後、期間15年>等のほかに、既存債務の市場価格(元本の5割)での買戻し(注6)<13億ドルが上限>を行うというものになっている。

### 3. 今後の問題点

これまでに述べてきたように、フィリピン経済は回復傾向を続けているが、今後とも持続的な経済成長を達成するためには、中期経済計画の着実な実施に加え、次のような点は是正も重要であり、今後の動向を注意してみていくことが必要かと思われる。

#### (1) 財閥による経済支配

アキノ大統領は就任後、①マルコス政権下での汚職、腐敗の摘発、②マルコス夫妻およびその側近の手で不正に横領され内外に蓄財されている資産の回収等前

(注6) 民間銀行からの債務(約132億ドル)のうち公的部門が借入先になっている約97億ドルが対象。

政権の不正を徹底的に追及する姿勢を示してきたが、大統領自身がフィリピンの代表的な財閥(コファンコ家)の出身であることもあって、「新政権になっても、財閥による経済支配というこれまでの状況に大きな変化はないのではないか」との批判も聞かれている。

マルコス時代とは異なったかたちにせよ、アキノ政権下で財閥支配が進行していけば、現在行われている構造改善策の妥当性に対する疑問を生じかねないだけに、これをどう防ぐかは同政権にとって、大きな課題といえよう。

## (2) 物価、賃金の上昇

本年初まで、物価はほぼ中期経済計画の想定範囲内で推移してきたが、春先以降騰勢は強まりをみせ、消費者物価の前年比上昇率は7月以降、85年10月以来の二桁を記録している(図表16)。これには、食料品、建築資材、住居費の上昇のほか、民間給与の最低賃金を一挙に39%引上げる(マニラ首都圏の非農業労働者の場合、日額64ペソ<約380円>→89ペソ<約540円>)新最低賃金法が7月1日から施行されたことも大きく影響している。

物価上昇率がこれ以上高まるような場合、これまでの経済回復を支えてきた内需の拡大に悪影響を及ぼすほか、同国の大きな問題である貧富の差を一層拡大させるおそれがある。また賃金の上昇は、フィリピンにおける生産コストの上昇を招き、ここ数年見られた海外からの直接投資の増加に水を差す可能性も否定できない。中央銀行ではすでにインフレ防止のため引締め政策を実施しているところであるが、今後とも的確な金融政策の運営が望まれる。また、財政面においても、財政赤字が減少していくよう、上述したような財政上の構造改善策が着実に実施されることが重要である。

(図表16)

### 消費者物価上昇率の推移

(前年比、%)

1986年	87年	88年	89/1~3月	4~6月	7月	8月	9月
+ 0.8	+ 3.8	+ 8.8	+ 8.4	+ 8.8	+10.3	+11.7	+12.6

(資料) 国家統計調整庁

## (3) 治安情勢

フィリピンでは、これまで農村の荒廃→都市への人口集中・スラム化→失業の増大→貧困の拡大→治安・衛生状態の悪化といった悪循環から逃れられず、一般大衆の強い不満を背景に社会的不安が絶えず続いてきた。

また、政府に対し武装闘争路線を採っているフィリピン共産党の動きも、テロの多発や施設の破壊等を通じて大きな不安定要素となっている。仮に政治的混乱などから治安情勢が悪化した場合には、盛上がりつつある海外からの直接投資を阻害しかねず、治安情勢の改善へ向けて地道な努力が望まれる。

(おわりに——フィリピン経済の再建とわが国の役割)

フィリピン経済が持続的に成長していくためには、フィリピン当局自身の努力がまずもって必要である。しかし、同時にわが国を含む諸外国が経済再建を適切に支援していくことも極めて重要といえよう。

この点に関し、わが国はすでに70年代よりフィリピンに対する最大の政府開発援助(ODA)供与国となっている(図表17)うえ、フィリピンにとっての第2の輸出相手国となっているなどわが国の果たす役割は少なくない。

フィリピンが、現在形成されつつあるアジア諸国間の水平分業体制の一翼を

(図表17)

日本の対比政府開発援助(ODA、贈与・借款計)の推移

	金額<百万ドル>	日本の占めるシェア<%>
1971年	29.6	46.5
75	70.3	43.9
80	94.4	45.2
84	160.1	45.0
85	240.0	54.9
86	438.0	49.4
87	379.4	53.9
88	534.7	—

(資料) 海外経済協力基金

担って成長していくことは、わが国のみならず、他の国々にとっても有益であり、フィリピンに対する経済協力については、今後とも積極的な姿勢を維持していくべきであろう。また、直接投資の面でも、わが国の民間企業の役割は今後一段と拡大していこう。さらに、貿易面では、わが国の大幅な貿易黒字縮小の観点からも、フィリピンからの輸入拡大については積極的に取組むべきと思われる。